

Title	奈良時代の「所」と「大夫」
Sub Title	A study on "Tokoro" and "Daibu" in the Nara Era
Author	十川, 陽一 (Sogawa, Youichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.2/3 (2007. 12) ,p.1(163)- 14(176)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20071200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奈良時代の「所」と「大夫」

十川陽一

はじめに

奈良時代の諸史料に散見する「所」は、主に造東大寺司に關係した史料群に多く見られ、竹内理三氏以来詳細な研究が進められてきた。⁽¹⁾「所」研究史については松原弘宣氏や梅村喬氏によつて適切に紹介されているので⁽²⁾ここでは改めて整理を行うことはしないが、「所」に関する研究の蓄積により、奈良時代に進められた写経や造寺といった諸事業の形態を知る上での様々な知見が加えられてきた。

その中で松原弘宣氏は、こうした「所」のうちに「人名十所」で表記される「所」が存在することに触れ、それらは造東大寺司との組織的關係ではなく官人個人として関与しながら、現場もしくは個人の家で種々の生産活

動を行っていたと指摘された。

ところでこうした「人名十所」の中には、「某大夫」と称される「所」も見える。これについて梅村喬氏は、阿刀主典所や葛井判官所といった官職名を持つ「人名十所」の一形式として「人名十職名十所」と整理された中の一類型であるとされた。しかしこの「大夫」が具体的にいかなる人間を指すのか、残念ながら明らかではない。本稿はこの「大夫」と「所」について、主に正倉院文書の記載を中心として、若干の考察を試みるものである。

なお各文書の典拠については、『大日本古文书』（以下、本文中においては『大日古』と略記）の巻番号・頁番号のみを通例に従つて表記する。また本稿の作成にあたっては、東京大学史料編纂所データベースも適宜参照した。

一、「所」を運営する「大夫」

周知の如く「大夫」は公式令68授位任官条に、

凡授位任官之日、喚辭、三位以上先名後姓。四位以下先姓後名。以外、三位以上直称姓へ若右大臣以上、称官名。四位先名後姓。五位先姓後名。六位以下去姓称名。唯於太政官、二位以上称大夫、四位称姓、五位先名後姓。其於寮以上、四位称大夫、五位称姓、六位以下称姓名。司及中国以下、五位称大夫。

とあり、また同条の令釈や古記が、

釈云、一位以下五位以上通称耳。古記云、問、五位以上惣称大夫、未知。誰所称、并以上限。答、一位以下五位以上、惣称大夫。假令、聚集之日、五位以上召勅之時、皆名称大夫等。

と説くように基本的に五位以上、所謂通貴に対する敬称であつた。

そこでまず、松原氏や梅村氏が整理された「人名十職名十所」中の「某大夫所」のいくつかを見てみたい。代表的なものとしては、①仏師国中君麻呂の「国中大夫所」(十六—76)、②写経を行った葛木戸主の「葛木大

夫所」(十四—187ほか)、③建築現場で活動する「益田大夫所」(十五—201)が挙げられよう。①の国中君麻呂は当時造東大寺司次官正五位下(五—130、131)であつたとみられ、五位以上という範囲に収まる。また②の葛木戸主の写経事業は天平宝字二年の十月から十一月にかけて確認できるが、この前年五月に正五位下に叙せられたことが『統紀』にみえ、同じく五位に収まる。

問題となるのは③の益田大夫である。他の文書から益田繩手を指すとみられるが、当該文書が発給された天平宝字六年当時、大工外従五位下(十五—461)であつたとみられ、五位ではあるが外位である。外五位は、大宝令段階では一部の郡司層が一代限りで貴族としての待遇を受ける意味合いがあつたが、『類聚三代格』卷五所引、神龜五年三月二十八日官奏によって「刪定内外五位貴賤差別」されて以後、外五位は明確に内五位の下に位置づけられた。すなわち益田繩手の時代の外五位は、大宝令制にみえるような貴族の末端では有り得ないことになり、通貴として「益田大夫」と呼ばれたか疑問である。

そこで少し視点を変えて、他の「大夫」の用例につい

て検討しておきたい。前掲公式令68授位任官条集解の続きには、「朱云、称「大夫」、謂仮称「其司長官大伴大夫」耳。(後略)」と、官司の長官を「大夫」と称したとあるが、こうした呼び方の事例は正倉院文書中にも確認される。例えば造東大寺司長官であった佐伯今毛人をして「長官佐伯大夫」(三―654)と記しているのがそれにあたる。しかし注意すべきは、今毛人が同司次官であった時期には「次官佐伯大夫」(十一―255、十二―428)と記しており、必ずしも「大夫」が長官のみに対する呼称ではなかったことである。もちろん前掲朱説の議論は、あくまで令文解釈のための例示に過ぎない。しかし以下に示す例から、「大夫」は更に広い意味を持っていた可能性が指摘できる。

天平宝字六年十二月八日付の下道主啓(十六―24)には「葛井判官大夫」なる文言が見て取れる。造東大寺司判官の葛井根道を指すことは間違いないが、まず第一に彼が長官や次官ではない「判官」であったことが留意されよう。さらに葛井根道は、この年の四月(五―195)と翌天平宝字七年正月(五―375)に判官正六位上と見えており、五位にも達していない。すなわち六位の判官クラスに対しても「大夫」の敬称が付され

る場合がありえたことが確認される。

また天平宝字三年五月十日付の越前国足羽郡下任道守徳太理啓(四―365)には「掾大夫」という表現が見て取れる。この時期に見える越前掾としては、同年十二月三日に従六位下平群虫麿(四―393)、前年八月十七日に正六位上内魚麻呂(五―563)が確認できる。道守徳太理啓の「掾大夫」がこのいずれかを指すという確証はないが、二名の位階がともに六位であることや、前後の時期にみえる越前守がともに従五位下であることから、少なくともこの「掾大夫」が五位の官人でなかったことは明らかであろう。

さらに猪名部枚虫不参啓(十五―355)と前掲の下道主啓には「佐官大夫」とみえる。「佐官」については、天平宝字二年八月二十八日付の造東大寺司解の残簡に「安都佐官」との書入れが見られるが、同文書に「主典従六位上阿刀連酒主」とあり(四―296)、「佐官」は主典と同じと見てよい。このことから、主典も「大夫」と呼ばれる場合があったことが確認されよう。特にこの下道主啓の中には前掲「判官大夫」もみえるが、一通の文書中にこうした表現が二通りも存在する点は非常に興味深い。下道主は当時従八位上⁷⁾で律令官人制のほぼ底辺

にあるが、こうした階層の人物から見れば、造東大寺司四等官は判官や主典であっても「大夫」と称すべきものと認識されていた可能性が高い。

以上のように「大夫」は、単に五位以上に対する敬称にとどまらず、六位以下の官人や、四等官の判官主典クラスに対しても用いられたことは明らかである。特に下級官人の社会では、敬称として広く使われていたものと考えられる。

では続いて、さきの三例以外にも複数見られる「某大夫」の例について、個別に検討することとする。

・小野大夫所

名・位階とも不詳。松原氏も指摘されているが、軸の作成・保管を行っていたとみられる(十四―332、333)。

・阿倍大夫所

天平八年三月三十日の高屋赤麻呂写経請本注文の、陀羅尼集経五卷部分の注記に「即送帙自阿倍大夫所即送」と見える(七―75)。「阿倍大夫」が何者かは不明であるが、この段階で陀羅尼集経五卷を所持していたことは疑いない。また一連の文書の中で、経の送り主が記載さ

れているのはこの一例のみであり、何らかの写経事業を展開していた可能性も考えられる。

・巨麻大夫所

不詳。⁽⁸⁾年月未詳文書に、経櫃に敷くための「洗布散」二条を充てられたことが見える(十二―459)。洗布は巾や手巾、すなわち被り物や手ぬぐいなどの材料として用いられた例が確認できる。⁽¹⁰⁾経櫃との関連では、東大寺写経所が内裏に灌頂経を奉った際に、経を納める櫃を据える机とともに「敷洗布」が進められた例がみえ(十六―382)、⁽⁹⁾ここでも同様に敷物として使用されたことが窺える。また奉写一切経所が申請した諸物品の中に、綱や着枋に用いる洗布がみえる(十五―52、60)。すなわち経櫃の運搬にも必要とされていたことが窺える。かつこれらは櫃別何条何尺と記されており、経櫃ごとに用意されるものであった。以上から洗布は、経櫃の納入・運搬に欠かせない物品であったことが窺える。その点から類推すると、「巨麻大夫」は写経事業を経営しており、完成した写経の納入に際して、経櫃に敷くための「洗布散」を充てられた可能性が高い。

・高麗大夫所

高麗大山が天平宝字六年三月、米を充てられた際に

「高麗大夫所」とみえる（十五―395）。高麗大山は天平宝字三年に従五位下に除されており、五位に対する敬称と思われ、「滑海大使高麗大夫」（十五―388）という表記も見える。なお高麗大山の「所」の活動について現状では明らかにし得ないが、単に場所を指す意味である可能性も高い。

・長野大夫所

不詳。天平宝字二年十一月、奉写経料として銭・油を進める（十四―242）。この文書では、「長野大夫」の他にも何名かの官人からの借用・供出が記されており、「長野大夫」の性格を判断するのは困難である。

・別大夫所

大日本古文書は別乙麻呂かとするが、確証はない。乙麻呂であれば、画師、天平宝字二年三月「里人」と、これまで見てきた「大夫」の中でも格段に低い地位の人物である。天平宝字二年九月、写経所に紙を送る（十四―65）とある。画師であるので紙を所持していたのであろうか。

この他にささか毛色を異にするが、「漆部大夫私仏所」なるものも確認される。「漆部大夫」はやはり不明

であるが、神護景雲二年八月、「上吹玉宇須」や「瓷^大炉」などの記載がみえ（十六―582）、京にあつて仏像・ガラス・瓷器などの製作を行っていたと考えられる。⁽¹²⁾

以上不明とせざるを得ない部分も多々あるが、写経事業や仏堂を経営した「大夫」の存在が確認された。⁽¹³⁾ これらの中には確実に五位以上の者も含まれる一方、名・官位とも不明な者も多い。「大夫」が広く敬称として使用されたことは前述の如くであるが、冒頭に挙げた三名もあわせて考えると、種々の生産活動を行う「所」を運営する主体が、位階に関係なく「大夫」と称された可能性が浮上してくる。以下その敬称を付される対象について、生産活動との関わりから考察する。

二、その他の「大夫」の活動

前章で「所」を経営する「大夫」についてみてきたが、正倉院文書にはこれ以外にも「大夫」と称する人物が複数存在する。それらのうち、前章で検討した者を除いたものが表1である。以下この表に挙げた「大夫」についてみていきたい。まずは特に何らかの生産活動を行っていると思われるものについて確認したい（なお以下の番号は表番号に対応する）。

1、石川大夫 a

天平十八年と思われる文書に、
牒 造物所

紙三百十九張

十九張裏并端繼料

右、令繼^打堺、欲得其堺法者、今追将奉送石川大
夫宣和、以牒
(マコ)

大日本古文書	個人名	官位	備考
九—208	—	—	
十四—197			
十四—198	石川弟人	玄蕃助	
十四—203			
二十四—561	—	—	
十一—421	—	—	大夫は傍書、当該箇所全体に見せ消ちあり
六一—119	—	某寮の「頭」であれば五位以上	
十五—58	上毛野真人	美濃介	宝字 1.5 外従五位下
十六—86	—	—	
二十四—10	—	—	
二十五—321	巨勢堺麻呂	散位従三位	5年4月薨
五—302			
六一—601	坂上石楯	故出羽介従五位下勲四等	
二十四—559	高屋赤麻呂カ	従八位下、進膳令史(天平 16.6)	
十三—488	—	—	
七—219	—	—	
十一—347			
十一—6	—	—	
四—37			
二十五—23	—	—	下欠

	名	年月日	該当文	文書名
1	石川大夫 a	天平 18.11.12	「今追将奉送石川大夫宣和(ママ)、以牒」	小野国方牒(造物所自所々来書帳)
2	石川大夫 b	宝字 2.10.15 類	「奉写玄番(ママ)助石川大夫方広経三卷経師等布施」	写方広経経師等布施注文
		宝字 2.10.15 類	「用玄番(ママ)助石川大夫写方広経三卷経師等布施」	経所雑物見注文
		宝字 2.10.20	「奉写玄番(ママ)助石川大夫之方広経一部三卷経師等布施料」	東大寺写経所間銭下帳
3	井上大夫	天平	「井上大夫銀(四両)可請、」	請物注文
4	男継(大夫)	勝宝 2.10.22	「男継(大夫)用銭九文」	借用銭録帳
5	笠大夫	宝亀 2.2.22	「□亀二年二月廿二日給〈頭笠大夫〉」	家屋資財請返解案端表端裏
6	上毛野大夫	宝字 5.9.1	「右、依美濃介上毛野大夫九月一日宣、返上大師宅」	奉写一切経料遣紙返上文案
7	上毛大夫	宝字 6.12.20 カ	「直六十文〈買上毛大夫買見来〉」	売料綿并用度銭下帳
8	久米大夫	天平 3.4.19	「安曇返幣筆一 船花返筆一 并二筆久米大夫所進」	充経師紙筆墨注文紙背
9	巨勢大夫	宝字 5	「二百段武部省臣(ママ)勢大夫所進」	造寺雑物請用帳
		宝字 6.12.29	「巨勢大夫家」	二部般若雑物納帳
10	坂上忌寸石楯大夫	宝亀 10. 閏 5.1	「坂上忌寸石楯大夫之厚恩」	大般若波羅密多経卷第七十六奥書
11	高屋大夫	天平	「謹通 高屋大夫前」	黒人請経等牒
12	田中大夫	宝字 2.8.20	「二百文田中大夫経料借用」	東寺写経所経師召文
13	藤原大夫	天平 10.5.26	「十年五月廿六日借請中宅大道藤原大夫」	経卷納櫃帳
14	茨田大夫	勝宝 2.7.21	「茨田大夫者料充了」	写書所経并疏忽帳
		勝宝 3.4.13	「右、奉写茨田大夫薬師経并心経料借用」	写経所雑物借用并返納帳
		勝宝 7.3.1	「奉請故茨田大夫家」	写経雑物出納帳
15	勇満大夫	勝宝 2	「出布三端用 勇満大夫□」	知識写経布施出納注文

十一月十二日奉令史小野国方

〔真人〕^(自署)

とみえる(九—208)。原文書の書き入れとの混乱を避けるため、返り点は割愛)。内容を整理すると、造物所令史である小野国方⁽¹⁴⁾が文書の差出人という形式をとり、造物所へ充てた牒で、紙三百十九張について、堺線を引くために送っていることが確認される。またそれは石川大夫の宣によって行われていることも明らかである。すなわち造物所に対して堺線を引くよう依頼した主体が「石川大夫」であり、写経など何らかの書写事業を行っていた可能性が高い。なお参考までに、天平十八年当時写経事業を展開していたと考えられる石川氏中の人物として、「大進」石川奥麻呂の私願の写経(二—515、524、九—194)が知られる。

2、石川大夫b

玄蕃助の石川弟人である。弟人の当時の位階は不明であるが、玄蕃助の相当位は正六位下である。天平宝字二年十月、写方広経の経師らの布施銭を経所から送られており(十四—197、198)、写経事業を行っていたと考えられる。注目すべきは、「一貫五百十二文葛木大夫所^(x五十一)之^(ママ)」四文用^(ママ)玄蕃助石川大夫写方広経三卷

経師等布施^(ママ) 定一貫九十八文(十四—198)とあって、葛木戸主の銭から支出されているところである。

このことから石川弟人の写経事業は、葛木戸主の下請け的性格を持っていた可能性が考えられる。なお必ずしも下請けとは言いがたいが、造東大寺司主典として著名な安都雄足も、藤原仲麻呂の写経事業に配下を連れて参加していた可能性が指摘⁽¹⁵⁾されている。

8、久米大夫

充経師紙筆墨注文の紙背に、天平三年四月、安曇返幣筆・船花返筆を進上したことがみえる(二十四—10)。筆の生産を担当し、写経所に納めていた可能性が考えられる。

12、田中大夫

天平宝字二年八月、東大寺写経所から、写経料として官銭二百文を借用しており(十三—488)、写経事業を経営していたとみられる。

14、茨田大夫

栄原永遠男氏の検討によって、「茨田大夫」の「佐保宅」には沙弥がおり、写経所の経巻を借り受け、写経事業を行っていたことが明らかにされている⁽¹⁶⁾。

このように「大夫」と称された面々には、写経をはじめとした何らかの生産活動を経営していたと思われる者が多く存在する。彼等について「所」という表記は確認できないが、種々の生産活動を行っている点では、前章でみた「大夫」と同様であろう。すなわち前章末に述べた、個人単位で生産活動を展開していた者も「大夫」と称された、という仮説の蓋然性が高まったと言えよう。写経事業については井上薫氏の論考があり、多くの貴族がそれぞれの家で写経を行っていたことが指摘されており、取り立てて珍しいものではなかった⁽¹⁷⁾。しかしさきにもた如く石川大夫b（弟人）の写経事業は葛木戸主の下請けを担っていたとみられる。その点において単なる私願写経とは異なり、一種の工房的性格を持っていたと考えられる。

以上生産活動を経営していたと思われる「大夫」について検討してきたが、続いてその他の「大夫」も見ておきたい。

11、高屋大夫

『大日古』は高屋赤麻呂かとする。天平年間と推定される黒人請経等牒で、法華経の正本の貸し出しを請われ

ている（二十四―五五九）。経の出納に関与している例もあること（七―二六九）と関係するか。

13、藤原大夫

不詳。天平十年五月二十六日、皇后宮写経所に観世音経を貸した（七―二一九）。

このように残存史料が断片的であり、特に生産活動とは断じ得ない。またこの他、3井上大夫、4男継大夫、7上毛大夫⁽¹⁸⁾、15勇満大夫については一切不明とせざるを得ない。

ところで松原氏整理の「人名十所」の中には、「大夫」とは呼ばれない者が経営する「所」も散見する。例えば造紙を担ったとみられる高岡主典所（二十五―二六八）、購入紙の保管を行っていた道守所（二十五―二六七）、大般若経写経に際して、用度物を購入した山部武羽所（十六―八〇）、大仏の光背を製作した僧実忠の実忠所（十六―一二）がそれにあたる。これらの詳細な検討については後考に俟ちたいと思うが、これらが必ずしも「大夫」と呼ばれなかった確証は無い。すなわち同一人物であっても敬称が付されるか否かは場合によって異なるのであり、現時点では厳密な区別に論及する⁽¹⁹⁾

ことは避けたい。

最後に、表中にみえる残りの「大夫」についても確認しておく。

5、笏大夫

不詳であるが、表にも注記した如く某寮の頭であるなら恐らく五位以上であろう。案文の端書に「□龜二年二月廿二日給頭笏大夫」(六一―119)と見えるだけであるので、ここから性格などを判断することはできない。

6、上毛野大夫

上毛野真人。天平宝字五年九月一日付の奉写一切経料遣紙返上文案(十五―58)に、種々の紙を恵美押勝宅に返上する宣を出している。同文案に「美濃介」と見え、位階は天平宝字元年五月に外従五位下に叙せられたことが『統紀』にみえる。また天平宝字三年六月(四―374)と天平宝字六年四月(五―188、195、198)に「判官」とみえることから、この時も造東大寺判官であったと思われる。すなわち紙の返上に関する宣も、造東大寺判官としてのものであったと考えられ、特に個別の生産活動を経営していたとは言いがたい。前述の如く造東大寺司判官も「大夫」と称されることがあ

ったので、この場合も同様の敬称であったと考えられる。

9、巨勢大夫

巨勢堺麻呂。天平宝字五年の造寺雑物請用帳に「巨勢大夫」が布二百段を進上したことが知られる(二十五―321)。堺麻呂は天平宝字五年四月に薨じているが、過去に進上された物品に関する注記と考えれば問題無いとみられる。なお薨時は散位従三位。高位者に対する敬称と捉えておくのが無難であろう。

10、坂上忌寸石楯大夫

大般若経奥書に「故出羽介従五位下勲四等坂上忌寸石楯大夫之厚恩」とみえる。同じく五位以上に対する敬称と考える。

これら四名については、特に個別の生産活動を展開していたとみる積極的な根拠は見出せない。彼等が「大夫」と呼ばれたことについては、五位以上や四等官級の官人であったことに基づく敬称と考えるのが、現状では穏当であろう。このように「大夫」の用法は多様であったとみられる。かつ五位以上で「所」を経営する葛木戸主の例があるように、相互に入り組み、一定の基準では区別しきれないものと考えられる。

おわりに

以上散漫な検討を行ってきたが、大略以下のようなことが指摘できよう。

「大夫」は必ずしも五位以上に対する特定の敬称ではなく、単なる上位者への敬称など、かなり幅広く使用された敬称であったと考えられる。加えて史料的に写経関係の事例が多いものの、「所」によつて種々の生産活動を営む主体も「大夫」という敬称で呼ばれる場合があったとみられる。

ところで木簡中にも「某大夫所」は数例確認できる。

二条大路北側溝SD5300で発見された木簡の一面に、

廿文^{〔精取カ〕}□□□□

□大夫所百文

・ □散用 百文四□船主□

見二百六十文

とみえ、何らかの用途で銭を分配する際の見積もりと思われる⁽²⁰⁾。また平城宮内の推定造酒司宮内道路南側溝SD11600からは「粟田大夫^{〔所カ〕}□」⁽²¹⁾と記す木簡が出土している。前者は藤原麻呂宅から廃棄されたものと考えられ、後者は皇后宮職関係の諸「所」に関する食糧請求木簡とともに出土している。このように、「大夫」の「所」の

活動範囲は造東大寺司に留まらず、諸方面で需要があったものと考えられる。

ここで松原氏の、「人名十所」は官司と組織的に関係せず、必要に応じて諸方面の仕事を請け負う集団であったという指摘を想起したい。本稿で示したように、実際に上位官人の下請けを行った石川弟人の例が見出せる点に鑑みれば、彼等はかなり流動的な専門職集団であったと想定できる。すなわち必要に応じて諸所の作業に駆り出されていたとすれば、運営に必要な資金や食料は当然発注元が負担したと考えられる。さきに見た、石川弟人配下の経師に対する布施が葛木戸主の銭から支出されている点も、この想定を補強しよう。このように仕事に依じて運営に必要な銭や物品の支給を受ける形態は、どちらかという⁽²²⁾と中世の「職人」のイメージに近いのではないだろうか。

律令官人の私経済については、自律的かつ広汎に展開していたとする吉田孝氏の説⁽²³⁾に対して、鬼頭清明氏や山本幸男氏は官職を背景にしたものであり、自律的ではありえないとされている⁽²⁴⁾。どの程度を以て自律的とするかは問題であるが、少なくとも中世の職人集団と同等の自律性を求めるのは不可能であろう。ただし「大夫」や職

名を伴わない「人名十所」のなかに、むしろ造東大寺司と密に関わり、ほぼその被官のような形で業務の一端を担ったものがある点に鑑みれば、⁽²⁵⁾「大夫」の経営する「所」は単なる「人名十所」よりも流動的かつ自律的に活動していた可能性が高いのではないだろうか。

浅香年木氏の研究によれば、八世紀段階でも様工集団としてある程度自立した工人集団が活動していたと考えられる。⁽²⁶⁾ また造東大寺司所属の銅工・木工・画師・仏師・瓦工などが貴族宅に貸し出されていた事例もみえている。⁽²⁷⁾ 寺崎保広氏の言を借りれば「彼らは身分上はともかく、一つの官司のみでなく、もとめに応じて複数の場所⁽²⁸⁾で仕事を行っていたことが知られる」のである。すなわち工人が流動的に活動するあり方は、奈良時代段階からすでに普遍的なものであったと言えよう。後に「座」と称される専門集団の前段階として、平安時代に「大工―長―連」という階梯の工匠集団が展開していったことが指摘されている。⁽²⁹⁾ こうした工匠集団以前のものとして、今回検討した「大夫」を中核とした専門職集団を位置づけるならば、京周辺の手工業集団の展開過程の様相を明らかにし得るのではないかと考へる。

推測に互る部分も多く、かつ積み残した課題も少なく

ないが、ひとまず小稿を終えることとする。大方のご叱正を賜れば幸いである。

註

- (1) 竹内理三『奈良時代に於ける寺院経済史の研究』（大岡山書店、一九三二年）、同『寺領荘園の研究』（畝傍書房、一九四二年）。
- (2) 松原弘宣「所」と「領」（亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年）。梅村喬「所」の基礎的考察（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）。以下両氏の所説に触れる際、特に記さない限りはこれによる。
- (3) なお「大夫」について、令制の「職」の長官としての「大夫」も有り得る。但し本稿では煩雑さを避けるため、明らかに諸職の「大夫」と確認できるものは除外して検討する。
- (4) 造大殿所解（二十五―147、239）
- (5) 仁藤敦史「外位制度について」（『古代王権と官僚制』臨川書店、二〇〇〇年）
- (6) 天平宝字元年六月甲辰条にみえる越前守が従五位下佐伯美濃麻呂、天平宝字三年十一月丁卯条で越前守に任ぜられた藤原薩雄も従五位下である。
- (7) 天平宝字六年八月、造石山院所勞劇帳（十五―237）、安主、散位寮散位、従八位上、年四十、勞劇

二十三歳、紫微中台舎人十八年、散位寮五年とみえる。

(8) 高麗大山（後述）かとも思われるが、一応分けて考える。

(9) 大日本古文書は天平勝宝五年五月七日に類収する。

(10) 写経所の天平勝宝三年の五月告朔解に「造経師息所料」として、「洗布三丈四尺、帛一丈一尺五寸へ並手巾料」が見える（十一—521）。また「巾料」としての洗布は三—538にもみえる。この他雑物用度帳断簡（二十四—42）には、生銅とともに記されている例もみえる。

(11) 『日本古代人名事典』は修理次官への任官もみられる漆部直伊波とあるいは同一人物かとするが明証はない。

(12) 矢部良明「奈良朝の民間工人の動向」（『ミュージアム』二二六、一九六九年）

(13) なお吉田孝氏が指摘するように、「所」の意味は多様で、純粹に場所を指す場合もある（「トコロ覚書」、青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年）。すなわち上述の「所」の中で明確に生産活動の痕跡を確認できないものの中には、単に誰々の所を意味する場合が含まれる可能性が高く、敢えて全てに生産活動の痕跡を見出す必要はない。

(14) 金光明寺造物所注文（九—319）に「令史小野朝臣国方」とみえる。

(15) 山本幸男「造東大寺司主典安都雄足の『私経済』」（『史林』六十八—二、一九八五年）

(16) 柴原永遠男「佐保宅の性格とその写経事業」（西洋

子・石上英一編『正倉院文書論集』青史出版、二〇〇五年）。なお柴原氏は「茨田大夫」は茨田枚万呂であると見る見解を提示されているが、あくまで「大夫」は五位という判断のもとに比定されたものであるため、ここではその当否は保留しておく。

(17) 井上薫「写経事業の展開」（『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館、一九六六年）

(18) 6の上毛野大夫と同一人物、すなわち上毛野真人を指すかとも思われるが、一応区別しておく。

(19) 例えば前出の国中君麻呂で言えば、「已上長官大夫今月一日宣奉請」（十一—627）という表記と、「右依次官宣、充遣香山寺」（十六—13）という表記がみえる。

これらが長官と次官という官の差に基づく物でないことは「次官国中大夫所」（十六—76）という例の存在から見ても明らかであろう。

(20) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二十四（奈良国立文化財研究所、一九九一年）、二十一頁。

(21) 『木簡研究』一八、十三頁。

(22) 網野善彦氏は『日本中世の百姓と職能民』（平凡社、一九九八年）のなかで、中世の職人集団が営利を求めて活動することについて、石母田正「古代・中世社会と物質文化」（『古代末期政治史序説』下、未来社、一九五六年）の指摘を引きながら、「自立した集団をなしている点」にその特質を求められるとしている。

(23) 吉田孝「律令時代の交易」（『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年）

- (24) 鬼頭清明『日本古代都市論序説』(法政大学出版局、一九七七年)、山本前掲注(15)論文。また梅村喬氏も「人名+職名+所」の性格として「官職に付帯した経済力を中心に見た家産的な経営体」と述べられている。
- (25) 松原弘宣「勢多庄と材木運漕」(『日本古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、および吉田氏前掲注(23)論文によれば、「宇治万呂所」(五―367)にみえる宇治万呂は、材木廻漕に関する造東大寺司の一組織である宇治司所の領であったと考えられる。すなわちこの場合の「宇治万呂所」は造東大寺司被官の宇治司所の別称であり、決して自律的な経営体ではあり得ない。
- (26) 浅香年木「様工集団とその長の性格」「官営工房の解体と私営工房の構造」(『日本古代手工業氏の研究』法政大学出版局、一九七一年)
- (27) 櫛木謙周・栄原永遠男「技術と政治」(『技術の社会史』一、有斐閣、一九八二年)
- (28) 寺崎保広「古代都市論」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年)
- (29) 浅香年木「工匠座の成立と初期の構造」(浅香氏前掲注(26)書)